

第305回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 **日時** 令和4年11月17日（木） 13時30分から14時30分まで
- 2 **場所** 青森県庁東棟5階 中会議室
- 3 **出席委員** 伊藤会長、下山委員、村田委員、鈴木委員、川守田委員、福井委員、石田委員、日景委員、中村委員、油川委員
- 4 **事務局** 工藤総務学事課長ほか3名
- 5 **議事録署名委員** 村田委員、川守田委員

6 案件

(1) 諮問・答申事項

- 学校法人寄附行為認可
第1号 学校法人SKK寄附行為認可
- 私立幼稚園収容定員に係る学則変更認可
第2号 さくら幼稚園収容定員（減）に係る学則変更認可
- 私立高等学校収容定員に係る学則変更認可
第3号 松風塾高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可
- 私立専修学校廃止認可
第4号 東北栄養専門学校廃止認可
- 私立専修学校設置者変更認可
第5号 S. K. K. 情報ビジネス専門学校設置者変更認可
- 私立各種学校設置者変更認可
第6号 S. K. K. 弘前予備校設置者変更認可

(2) 協議事項

7 会議の公開状況

- (1) 諮問・答申事項 公開
- (2) 協議事項 非公開

8 議事概要

<開会>

司会：ただいまから、第305回青森県私立学校審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、新たに就任される委員を紹介いたします。

これまで審議会の委員を務めていただいた細越友之氏に代わりまして、元県教育委員会教育長の中村充氏が委員に就任されます。それでは、委員から一言御挨拶をお願いします。

中村委員：（挨拶）

司会：ありがとうございます。

次第に従いまして、会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名全員が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、伊藤会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長（伊藤会長）：それでは、会議に入ります。

はじめに、会議録署名委員を指名します。村田委員と川守田委員を指名しますので、よろしくをお願いします。

ここで、会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしておりますが、個人や法人情報等、青森県情報公開条例の不開示情報に該当する情報について審議等を行う場合には、会議を公開しないことができるとしております。

今回の案件のうち、協議事項につきましては、現在、計画段階である法人情報となっており、これを公開することで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、会議を公開しないこととすべきと考えますが、いかがでしょうか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、協議事項については、非公開とすることとし、傍聴者の方々には、協議事項に係る資料を除いて、資料を配付することとします。

<諮問>

議長：では、次第2の「諮問・答申事項」に入ります。

諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「学校法人SKK寄附行為認可」、諮問第5号「S. K. K. 情報ビジネス専門学校設置者変更認可」及び諮問第6号「S. K. K. 弘前予備校設置者変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第1号、諮問第5号及び諮問第6号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第1号、諮問第5号及び諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ありませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第1号、諮問第5号及び諮問第6号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第2号「さくら幼稚園収容定員（減）に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：ただいま事務局から説明のありました諮問第2号について、御意見・御質問等はありませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ありませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第3号「松風塾高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：ただいま事務局から説明のありました諮問第3号について、御意見・御質問等はありませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ありませんか。

各委員：（異議なし）

議長：次に、諮問第4号「東北栄養専門学校廃止認可」に入りますが、本件について直接の関係者であります、日景委員には暫時退席願います。

（日景委員退席）

事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第4号について審議いたします。御意見・御質問等はいかがでしょうか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、日景委員に入室願います。

（日景委員入室）

諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきまして、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

（事務局から答申書案配付）

答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：異議がないようですので、文案のとおり本日付けで答申することとします。

<閉会>

議長：最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局：次回の審議会は令和5年2月頃を予定しています。

議長：ありがとうございました。それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

司会：ありがとうございました。これをもちまして第305回青森県私立学校審議会を閉会いたします。